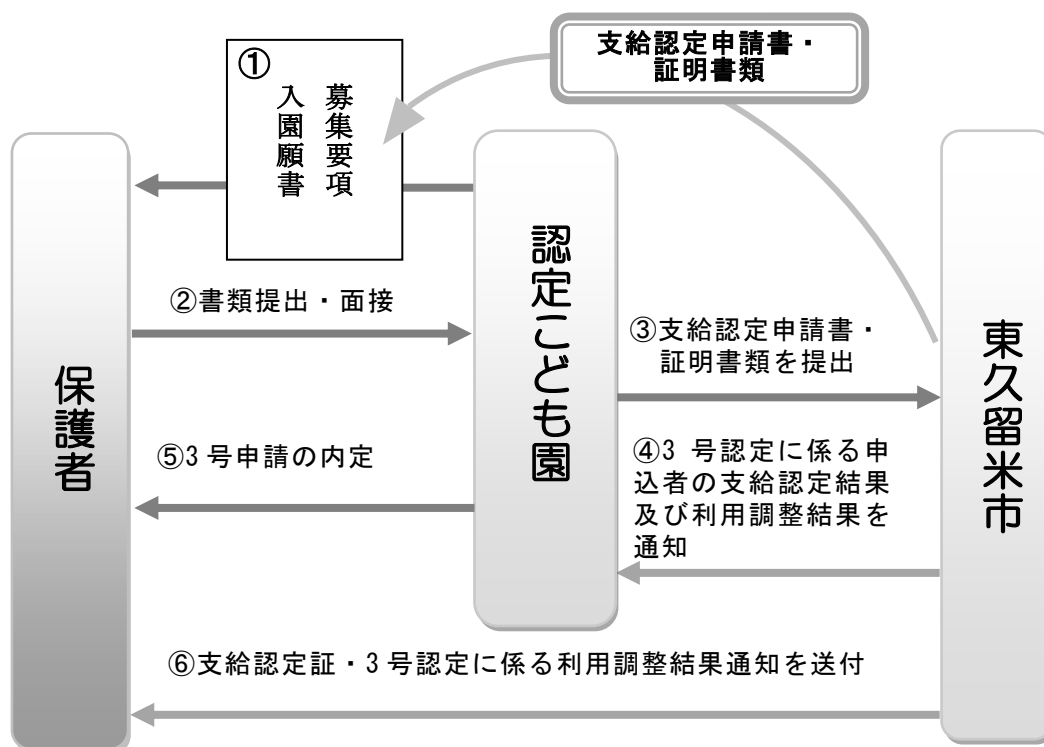


認定子ども園における3号認定こどもの利用調整について

認定子ども園の利用にかかる利用調整は、保育所と同様に市町村が利用の調整を行うことを原則としているところであるが、国が定める要件を満たす場合には、認定子ども園において第1希望の保護者の中から利用調整を行い、保育の必要度の高い順に決定することができる。

このような中、本市の認定子ども園における2号認定こどもは、認定子ども園において第1希望の保護者の中から利用調整を行い保育の必要度の高い順に決定しており、令和7年4月1日より、市内の認定子ども園の中で1, 2歳児（3号認定こども）を受け入れる見込みの施設があることから、3号認定こどもについても2号認定こどもと同様の利用調整としていく。

<認定子ども園における3号認定の申請の流れ>



※ 2次申請も同様の流れになります。

※ ⑤、⑥はほぼ同時に保護者へ連絡されます。